

| | | |
|----------------|--|------------------------|
| 第 5504 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース |
| | | (2016年)平成28年 7月 6日 水曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

短期前払費用

Q：年払いの販管費で短期前払費用に該当するものは、その期の損金に算入できるそうですが、要件などはどうなっていますか？

A：次のようになっています。

【解説】

前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうちその事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう）の額は、原則として、その事業年度の損金の額に算入されませんが、法人が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認めるとしています。ただし、借入金を預金、有価証券等に運用する場合のその借入金に係る支払利子のように、収益の計上と対応させる必要があるものについては、適用がないとされています。

次のようなところがポイントです。

- ① 支払済み（未払いでない）であること
- ② 時の経過に伴って次期以降の費用になるものであること
- ③ 支払日から1年以内に受ける役務の提供であること（物品の購入などは適用なし）
- ④ 受ける役務が等量等質であること
- ⑤ 年払契約をしていること
- ⑥ 課税上弊害がないこと
- ⑦ 収入とひも付きでないこと
- ⑧ 費用処理（申告調整は不適用）していること

